

豊後大野市建設工事成績評定要領の改正内容

改正前

(評定の対象)

第2 評定の対象とする工事は、原則として1件の契約金額が500万円以上の工事とする。

改正後 ※下線部が改正

(評定の対象)

第2 評定の対象とする工事は、原則として1件の最終設計金額が500万円以上の工事とする。
ただし、損料、賃料の支払いのみ等で、施工を伴わない工事は、評定の対象外とする。